改正医療法に基づく 医療計画の見直し

平成19年4月17日(火) 医政局 指導課

医療計画制度の概要(従来)

(制度の趣旨)

- <u>地域の体系的な医療提供体制の整備を促進するため、医療資源の効率的活用、医療関係施設間の機能</u> 連携等の確保を図ることを目的としている。
- 医療計画には、医療圏の設定及び基準病床数に関する事項、地域医療支援病院の整備の目標等に関する事項、医療関係施設相互の機能の分担及び業務の連係等に関する事項等を定める。
- 都道府県は、医療計画について<u>少なくとも5年ごとに再検討を加える</u>こととされている。

(医療圏の設定)

○ 医療計画の単位となる区域(主として病院の病床の整備を図るべき地域的単位)として医療圏を設定する。

【 基準病床数制度 】

- ◇ 基準病床数は、その地域(二次医療圏など) にどの程度の病床数を整備すべきかという整 備目標である。
- ◇ 基準病床数を超える病床の増加を抑制する 基準となっている。
- ◇ 基準病床数を定め、病床不足地域における 病床整備を進める一方、過剰地域の病床増 加を抑制することにより、病床の整備を過剰 地域から非過剰地域へ誘導し、医療資源の効 率的活用を通じて適正な医療の確保を図る。

(医療計画に記載する事項)

- ○医療圏の設定
- ○基準病床数の算定
- ○地域医療支援病院の整備目標
- 設備、器械・器具の共同利用等、医療関係施設相 互の機能の分担
- 休日診療、夜間診療等の救急医療の確保
- ○へき地医療の確保
- ○医師等の医療従事者の確保
- ○その他医療を提供する体制の確保

改正医療法における医療提供体制の考え方

法律

- 医療提供体制の確保。
- 〇 国による基本方針の策定。
- 〇 都道府県による医療計画の策定。
 - 生活習慣病その他省令で定める疾病
 - · 救急医療等確保事業 (5**事業**)

省令

○ 生活習慣病その他の国民の健康の保持を 図るために特に広範かつ継続的な医療の 提供が必要と認められる疾病を規定 (4疾病)

4疾病の考え方

- ※ 患者数が多く、かつ、死亡率が高い等 緊急性が高いため、限られた医療資源に よる効率的な対応が必要。
- ※ <u>症状の経過に基づくきめ細かな対応が</u> 求められることから、医療機関の<u>機能に</u> <u>応じた対応</u>が必要。

基本方針 (大臣告示)

- 〇 医療提供体制の確保に関する基本的 な考え方。
 - 4疾病及び5事業それぞれに関する 医療連携体制の考え方

作成指針 (局長通知)

- 医療計画において、具体的な医療提供体制の確保に関する記載の手順を示す。
 - ・・・4疾病及び5事業に関する医療連携体制の具体的イメージ図 (平成19年6月頃までに順次提示)

平成20年3月までに検討・作成

基本方針の概要

【平成19年3月30日厚生労働省告示70号】

○ 都道府県が平成20年4月からの実施に向け医療計画を見直すに当たり、その実務の参考と して先般の医療法改正の基本的な考え方を示したもの。

「国民の医療に対する安心、信頼の確保を目指し、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推進することを通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための基本的な事項を示す」

1. 施策の基本

- 患者本位の医療を実現。
- 4疾病及び5事業に対応する医療連携体制の構築を図る。
- ・ 都道府県が中心となって医療提供体制を確保。

2. 調査及び研究

地域の医療機能についての住民の理解を促進。

3. 目標に関する事項

5年間を目途として、4疾病及び5事業等についての数値目標を定め、少なくとも5年ごとに数値目標の 達成状況について評価等を実施。

<u>4.機能の分担及び業務の連携、医療機能情報の提供</u>

- 4疾病及び5事業それぞれについての医療機能を踏まえ、業務の連携体制を構築し、医療計画に明示。
- その際の情報については患者や住民に分かりやすく明示。

5. 医療従事者の確保

- <mark>・ 医療連携体制の構築等を</mark>踏まえ、地域の医療関係者等と医療従事者の確保に関する協議を行い、偏在へ対応。
- 6. 医療計画の作成及び医療計画に基づく事業の実施状況の評価
 - 基準病床数の算定においては、医療圏にかかる考え方は従来と変わらないもの。
 - 4疾病5事業については、従来の二次医療圏にこだわらず、地域の実情に応じた計画を作成。
- ※ 医療計画や具体的な施策を定めるに当たっては、医療関係各法等の規定や方針等に配慮

医療計画の見直しのポイント

(1) 住民・患者の視点尊重

- 視点の変更
 - ・・・医療提供者の視点からは民・患者の視点へ
- 積極的な情報提供
 - ・・・広告規制の漸進的緩和 から 広範網羅的な情報提供

<mark>(2)質が高く</mark>効率的で検証可能な体制へ

- 量 から 質の充実 ~
- 総病床数管理的側面の重視 から

4疾病及び5事業に代表されるより詳細な事業内容 へ

○ 規制や財政面の誘導 から

積極的な医療情報の提供による誘導 へ

<mark>(3)官から</mark>民へ、国から地方へ

- 官から民へ
 - ・・・社会医療法人の新設
- 国から地方へ
 - ・・・地方分権の流れ推進・都道府県知事の責務の明確化

医療連携体制を構築し医療計画に明示

【医療法第30条の4第2項第2号】

4疾病

(同項第4号に基づき省令で規定)

- → 生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に<u>広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるものの治療又は予防に係る事業に関する事項</u>
 - がん
 - 脳卒中
 - 急性心筋梗塞
 - 糖尿病

5 事業[=救急医療等確保事業]

(同項第5号で規定)

- → 医療の確保に必要な事業
- 救急医療
- 災害時における医療
- へき地の医療
- 周産期医療
- 小児医療(小児救急医療を含む)
- 上記のほか、都道府県知事が疾病 の発生状況等に照らして特に必要と 認める医療

医療計画作成指針について

- 平成18年2月の通知は、各都道府県が新たな医療計画作成に向けて早めに準備できるよう、「医療計画の見直し等に関する検討会」の中間まとめに基づき、計画作成過程及び計画記載事項を示したもの。
- 新たな作成指針は、当該通知をほぼ反映させたうえで、基本方針等を踏まえてさらに 必要な事項を追加するもの。

新たな医療計画作成指針(案) 第1 医療計画作成の趣旨 第2 医療計画作成に当たって 平成18年2月22日指導課長通知 の一般的留意事項 第3 医療計画の内容 モデル医療計画 医療計画の基本的な考え方 医療計画に関する基本的事項 -地域の現状 2.1 保健医療提供体制の状況 - - -医療従事者の確保 2.2 医療関係の人材の確保と----資質の向 F 基準病床数 2.3 基準病床数 医療提供体制の現状、目標 3 〇〇県における事業ごとの医療-連携体制の現状 及び推進体制 *次ページ以降参照 4 将来の保健医療提供体制の姿とく 医療計画による事業の推進 5 保健・医療・介護(福祉)の総 **→** 6 計画の評価及び見直し 合的な取組 健康危機管理体制の構築 保健・医療・介護の総合的な取組 作成ガイドライン 第4 医療計画作成の手順等 医療計画作成の準備 医療計画作成までの過程 v 1 医療計画作成手順の概要 2.1 基本的な情報の収集と整理 2.2 課題の抽出 2 医療圏の設定方法 課題分析 2.3 基準病床数の算定方法 2.4 解決方法の検討 2.5 解決方法の決定 最終確認と意思決定 2.6 第5 医療計画の推進等 2.7 事業の実施と評価 -医療計画に係る報告等 第6